

## 高知市生活保護受給者金銭管理支援業務に係る募集要領

### 1 業務名

「高知市生活保護受給者金銭管理支援業務」

### 2 目的

心身の理由により適切な金銭管理を行うことができず、支援を行わなければ生活に支障が生じると認められる生活保護受給者に対し、高知市福祉事務所（以下、「福祉事務所」という。）が支援する事業を行うことにより、同人の保護基準の範囲内での安定した社会生活の維持及び家計の改善を図り、意欲や能力を向上させ、もって自立を促進することを目的とする。

### 3 業務内容

原則、福祉事務所、金銭管理支援を受ける者（330件程度の想定。以下、「対象者」という。）及び受託者の三者協議により決定した個別支援計画に基づき、対象者に口座振込または現金支給された生活保護費や年金、各種手当等を適切に管理・把握するとともに、必要に応じて次に掲げる業務を行う。

#### (1) 生活費の支給

対象者に対し、生活費を口座振込や、事業実施場所や自宅等における手渡し、その他の手法により支給する。

#### (2) 家賃、光熱水費等の支払手続等

対象者が支払うべき家賃や光熱水費等の支払手続及び支払代行を行う。

#### (3) 預貯金通帳等の保管

預貯金通帳や印鑑、年金証書など、財産保全に必要な書類等を施錠可能な金庫等により保管・管理する。

#### (4) 現金の一時預かり

対象者から福祉事務所への納付が予定されている金銭について、施錠可能な金庫等での保管など、適切な手法により一時的に預かり、納付期日に福祉事務所に対して納付する。

#### (5) 日常生活費全般の管理（分割払や送金等）

#### (6) 入院・入所者の日常品購入費用の支払代行

#### (7) 金銭管理及び財産管理に係る各種相談への対応

対象者から金銭管理及び財産管理について相談があった場合には、福祉事務所と連携のうえ、相談対応を行う。

#### (8) 業務月報及び対象者ごとの業務支援計画書、業務報告書、業務出納簿の作成管理

なお、本業務の実施にあたっては、個人情報を取り扱うことから、高知市個人情報取扱業務委託基準に従い、個人情報の安全管理のための必要かつ適切な措置をとる必要があるため、留意すること（※『別記「個人情報取扱特記事項」』：高知市広聴広報課ホームページ参照）。

<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/80/kojinjyouhou-hogo2.html#toc4>

#### 4 業務実施場所

高知市役所本庁舎（高知市本町5丁目1番45号）から距離800メートル以内の事業所（高層階を使用する場合は、車椅子利用者など階段を使用できない利用者も想定し、昇降機の備えを要する。）

#### 5 業務実施（契約）期間

令和8年9月1日から令和13年8月31日まで

#### 6 予算限度額

総額137,972,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（内訳） 令和8年度	年16,097,000円
令和9年度	年27,595,000円
令和10年度～令和12年度	年27,594,000円
令和13年度	年11,498,000円

※当該金額以下の請負金額で委託業務を受注し、責任を持って確実に実施可能な企画提案を行ってください。

#### 7 応募資格要件

公告日から契約相手方の候補者（以下「受託候補者」という。）決定までの間において、次に掲げる要件全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者
- (2) 令和6・7年度物件等競争入札参加有資格を有する者
- (3) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (5) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年4月1日規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者
- (6) 法人であること。
- (7) 業務実施場所において2名以上が常駐し、常駐者のうち1名は統括責任者として金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項に規定する銀行その他の金融機関をいう。）での実務経験3年以上又は社会福祉法人での金銭管理の実務経験3年以上を有する者とする体制がとれること。

## 8 提案の審査

プロポーザル方式により提案の評価・選考を厳正かつ公平に行うため、高知市福祉管理課を事務局とし、庁内選定委員会を設置する。

評価・選考にあたっては、選定委員会による各提案者の企画提案書の書面審査及び面接（プレゼンテーション）を実施し、以下の審査項目に基づき審査するものとし、審査の結果、委員ごとに採点した得点の合計点数が最も高い提案者を候補者とする。

ただし、最低基準点（総得点が満点の60%）未満の者は候補者とししない。また審査の結果、最高点数の者が2者以上ある場合は、業務費見積額が最も安価な者を受託候補者とし、業務費見積額も同額の場合は、くじにより決定する。

なお、面接に際し使用を希望する器材等については、提案者で準備すること。

### 【審査項目】

審査項目		審査の視点	配点
事業計画の内容	生活保護制度及び業務に関する知識・理解度	生活保護制度及び金銭管理支援業務についての知識と理解があり、業務方法が効果的かつ具体的に提案されているか。	30
	金銭・財産管理の手法	金銭・財産の管理、保管、台帳整備方法が効果的かつ具体的に提案されているか。	40
		金銭・財産の管理業務の上で必要な安全対策が効果的かつ具体的に提案されているか。	
	被保護者（利用者）への対応	十分な利用者数を確保できる提案がされているか。	40
		被保護者からの金銭・財産の管理に関する相談等に適切に対応できる体制が提案されているか。 上記相談等に対する柔軟な管理方法が提案されているか。	
	福祉事務所との連携体制	福祉事務所との役割分担が理解され、連携体制が具体的に提案されているか。	30
	業務の評価・検証と改善に向けた見直しの手法	業務の質の向上に向けた効果検証を行い、必要な改善課題を分析し、具体的な見直しを行う手法について提案されているか。	40
業務の引継ぎ	契約期間の終了に際し、福祉事務所の指定する者に委託業務を引き継ぐことについて、具体的な提案がされているか。	30	
事業運営体制	組織・人員体制	統括責任者及び実務担当者の実務・経験が十分であり、業務実施に適正な体制が提案されているか。	40
	緊急時やトラブルへの対応体制	被保護者からの苦情や緊急トラブルに対応するための体制や方法が具体的に提案されているか。	20
	事業運営の実績	平成25年度以降に国又は地方公共団体から金銭管理業務を受託し業務完了した実績があるか。	20
個人情報保護	個人情報保護への対応	個人情報保護に関する提案内容は十分であるか。 業務実施における個人情報保護の方策や事業所の体制や取組方針は十分であるか。	30
加市内	高知市内の本店、支店、営業所等の有無	高知市内に本店、支店、営業所等がある場合の加点項目	20
費事業	業務費見積額	予算限度額に対する業務見積額の割合	10
総合点			350

## 9 質疑・回答

企画提案に関する質問等の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 提出書式：質疑書（様式第1号）
- (2) 提出期限：令和8年5月13日（水）正午（必着）
- (3) 提出先：本要領中「14 問い合わせ先」のとおり
- (4) 提出方法：持参またはE-mailにより提出するものとし、電話及び口頭による質問は受け付けない。なお、持参の場合は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日等」という。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分（最終日は正午）までとし、E-mailの場合は送付後に電話にて到達確認を行うこと。
- (5) 回答：令和8年5月14日（木）までにホームページに掲載する。  
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/30/>

## 10 参加意向申出書

企画提案を行おうとする者は、以下のとおり関係書類を提出すること。

- (1) 提出書類
  - ア 参加意向申出書（様式第2号）
  - イ 業務の実施体制及び業務を担当する者の経歴等（様式第3号）
- (2) 提出期限：令和8年5月19日（火）午後5時（必着）
- (3) 提出先：本要領中「14 問い合わせ先」のとおり
- (4) 提出方法：持参または郵送による。なお、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日等を除く日の午前8時30分から午後5時15分（最終日は午後5時）までとし、郵送の場合は配達証明に限るものとする。

## 11 参加資格確認結果通知書

福祉事務所は、参加意向申出書の提出があった者について資格審査を行い、参加資格確認結果通知書（様式第4号）により通知する。

- (1) 通知日：令和8年5月27日（水）
- (2) 通知方法：電話連絡後、郵送する。なお、失格となった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内にその理由について説明を求めることができる。

## 12 企画提案書の提出等

- (1) 提出書類
  - ① 企画提案書表紙（様式第5号）
  - ② 法人概要
  - ③ 具体的な事業実施計画  
事業実施計画の作成にあたっては、事業目的の達成に対応したものとし、以下の内容を含むとともに、両面20枚程度の枚数に収めること。
    - ・生活保護制度及び業務に関する知識・理解度
    - ・金銭・財産管理の手法

- ・被保護者（利用者）への対応
- ・福祉事務所との連携体制
- ・業務の評価・検証と改善に向けた見直しの手法
- ・業務の引継ぎ
- ・組織・人員体制
- ・緊急時やトラブルへの対応体制
- ・事業運営の実績
- ・個人情報保護への対応

④ 業務実績調書（様式第6号）

平成25年度以降に国又は地方公共団体から金銭管理業務を受託・実施した実績がある場合は、契約書及び仕様書の写しなど受託・実施した内容の分かるものを添付して提出すること。複数の実績がある場合は各々について業務実績調書（契約書及び仕様書の写し等を添付すること）を提出すること。なお、提出時点で受託中であり、契約満了していないものについては、認めない。

⑤ 経費積算書

月額が確認できるようにするとともに、明細書、内訳等を明記すること。

⑥ 情報非公開希望申立書（様式第7号）

高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号。以下「条例」という。）に基づく開示請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足る合理的な理由があるもの（条例第9条第3号該当）に該当する部分が提案内容にある場合は、非公開とする部分と具体的な理由を記載すること。ただし、非公開の申し出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。非公開を希望する部分がない場合でも、「該当なし」と記載し提出すること。

(2) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）。正本には代表者印を押印すること。

(3) 提出期限等

- ① 提出期限：令和8年6月4日（木）午後5時（必着）
- ② 提出先：本要領中「14 問い合わせ先」のとおり
- ③ 提出方法：本要領中「10 参加意向申出書」(4)に同じ。

### 13 選定スケジュール

選定にあたってのスケジュールは次のとおり。

- (1) 質問の提出期限 令和8年5月13日（水）
- (2) 参加意向申出書の提出期限 令和8年5月19日（火）
- (3) 参加資格確認結果通知書 令和8年5月27日（水）
- (4) 企画提案書等の提出期限 令和8年6月4日（木）
- (5) 提案者面接 令和8年6月10日（水）

※時間等については、別途連絡予定。

- (6) 受託候補者決定・通知 令和8年6月17日（水）  
※選定結果は、全提案者に対して通知する。
- (7) 契約締結日（予定） 令和8年6月下旬

#### 14 問い合わせ先

高知市健康福祉部福祉事務所福祉管理課 福祉企画担当

住所：〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号 本庁舎2階210窓口

電話：088-823-9444

FAX：088-823-9925

E-mail：kc-120400@city.kochi.lg.jp

#### 15 その他留意事項

- (1) 本要領中「10 参加意向申出書」に規定する申し出後に辞退する場合は、辞退届（様式不問）を提出すること。
- (2) 企画提案書等の提出書類の作成や郵送等に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された書類は、必要に応じて複写（庁内及び選定委員会での使用に限る。）することがある。
- (5) 受託者以外の企画提案の内容は、提案者の承諾なしに利用しない。
- (6) 各提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 提出された書類等の記載事項が虚偽であったことが判明した場合や、受託候補者決定から委託契約締結までの間に、本要領中「7 応募資格要件」各号に定める要件を満たさなくなった場合その時点で失格とする。
- (8) 委託契約の締結に際しては、企画提案の詳細について別途協議・調整のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
- (9) 別途協議・調整が整った後に、受託候補者は詳細な経費を積算した見積書を再度提出するものとする。